

剣道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 剣道六段受有者で、受有後 1 年以上を経過（令和 6 年 11 月 30 日以前に取得）した者。
- (2) 剣道五段受有者で、受有後 10 年以上を経過（平成 27 年 11 月 30 日以前に取得）し、かつ、年齢 60 歳以上の者（称号・段級位審査規則第 11 条 2 項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11 月 20 日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成 19 年 3 月 14 日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの剣道修業について述べなさい。
* 参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- ② 字数 400 字以上 800 字以内。
- ③ 用紙 400 字詰め原稿用紙（市販の B4 縦書き）用紙 1～4 行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5 行目 2 段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2 枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長 3（長さが 23.5cm・幅が 12cm）の表に「剣道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が規則第 10 条第 1 号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第 11 条第 2 項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切

- (1) 地区剣道連盟事務局へ **令和 7 年 9 月 24 日（水）まで**
- (2) 県剣道連盟事務局へ **令和 7 年 10 月 1 日（水）まで**

5. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

6. 審査会期日 令和7年11月20日（木）

7. 審査料 10,800 円

8. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

居合道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 居合道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和6年11月30日以前に取得）した者。
- (2) 居合道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成27年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月20日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの居合道修業について述べなさい。
* 参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- ② 字数 400字以上800字以内。
- ③ 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）用紙1～4行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長3（長さが23.5cm・幅が12cm）の表に「居合道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が規則第10条第1号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切

- (1) 地区剣道連盟事務局へ **令和7年9月24日（水）まで**
- (2) 県剣道連盟事務局へ **令和7年10月1日（水）まで**

5. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、居合道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

6. 審査会期日 令和7年11月20日（木）

7. 審査料 10,800円

8. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

杖道称号「錬士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

- (1) 杖道六段受有者で、受有後1年以上を経過（令和6年11月30日以前に取得）した者。
- (2) 杖道五段受有者で、受有後10年以上を経過（平成27年11月30日以前に取得）し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条2項による特例）。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月20日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、錬士受審申請書と小論文を受理する。

小論文の内容

- ① 課題 平成 19 年 3 月 14 日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それをふまえたうえでのあなたの杖道修業について述べなさい。
*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- ② 字数 400 字以上 800 字以内。
- ③ 用紙 400 字詰め原稿用紙（市販の B4 縦書き）用紙 1～4 行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、5 行目 2 段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。2 枚の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。（凡例参照）
- ④ 提出 封筒長 3（長さが 23.5cm・幅が 12cm）の表に「杖道称号錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したもの。

- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が規則第 10 条第 1 号の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお規則第 11 条第 2 項の特例による推薦は特に厳選のこと。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切

- (1) 地区剣道連盟事務局へ **令和 7 年 9 月 24 日（水）まで**
- (2) 県剣道連盟事務局へ **令和 7 年 10 月 1 日（水）まで**

5. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、杖道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

6. 審査会期日 令和 7 年 11 月 20 日（木）

7. 審査料 10,800 円

8. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わ

せ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。